



国土交通省 関東地方整備局

国の災害用備蓄食品の有効活用について(横浜港湾空港技術調査事務所)

1. 取組概要

横浜港湾空港技術調査事務所では食品ロス及び生活困窮者支援等の観点から、災害用備蓄食品を有効活用するため、更新により不要となった災害用備蓄食品をフードバンク団体等に提供いたします。

2. 災害用備蓄食品提供情報

(1) 提供可能となる食品に関する情報 **⇒別添①**

(2) 引渡場所 **⇒別添②**

神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4 横浜港湾空港技術調査事務所

(3) 申込方法等

申込様式(Excel)に必要事項を記入の上、申込期限までに電子メールにてお送りください。

【宛先】横浜港湾空港技術調査事務所 総務課 品質管理係

【アドレス】pa.ktr-yokogikeiyaku@mlit.go.jp

申込の際は、**別添③**の注意事項を必ず確認いただき、ご理解いただいた上でお申込みください。

3. その他

(1) 農林水産省ポータルサイトについて

その他各府省庁の提供に関する情報については以下の web サイトにて公表しております。

<https://www.maff.go.jp/j/syuan/access/saigaiportal.html>

(2) 問い合わせ先

横浜港湾空港技術調査事務所 総務課 品質管理係

【TEL】045-461-3890

別添①

提供可能となる食品に関する情報

- ・引渡方法：現地での引渡し、又は着払いでの引渡し
 - ・引渡場所：神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4 横浜港湾空港技術調査事務所
 - ・申込方法：指定のアドレスへメールにて申し込み【pa.ktr-yokogikeiyaku@mlit.go.jp】
 - ・問い合わせ先：横浜港湾空港技術調査事務所 総務課 TEL：045-461-3890
 - ・配分方法のルール：先着順

1. ビスケット

商品名：ミルクビスケット

販売者：(株)ブルボン

提供数量：1箱 24缶入り 1箱

賞味期限：2026年2月28日

写真：



2. きんぴらごぼう

商品名：きんぴらごぼう

販売者：アルファフーズ(株)

提供数量：1箱 50袋入り 2箱

賞味期限：2026年2月28日

写真：



引渡場所について

横浜港湾空港技術調査事務所の所在地・連絡先

住所・電話

〒221-0053

神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4

直通電話 045-461-3890(総務課)

周辺地図及び外観図



災害用備蓄食品申込様式(申込期限 2026年1月30日)

- 横浜港湾空港技術調査事務所では、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から災害用備蓄食品の役割を終えたものを有効に活用するため、フードバンク団体等(*)に提供いたします。
- 申込に当たっては、申込書に必要事項を記載の上、「提供可能となる食品に関する情報」に記載している申込期限までに本様式をメールにて
- 「pa.ktr-yokogikeiyaku@mlit.go.jp」あてにお送りください。
- (*)フードバンク団体等とは子どもの貧困対策、生活困窮者支援など生活に困難を抱えている方々に 対し食料・食事の支援を行っている団体をいう。

団体名	
住所	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

提供を希望する品名及び数量(箱数)

番号	品名	申込数量 (箱数)
1		
2		
3		
4		
5		

「申込に当たっての注意事項」の合意事項を確認いただき「〇」を記入してください。↓

「申込に当たっての注意事項」の合意事項を遵守します。

申込に当たっての注意事項

災害用備蓄食品の提供申込みに当たっては、以下の点に確認いただきご了解ください。

- 1 別紙に示す合意事項について了承する。
- 2 申込みは1箱単位とする。
- 3 横浜港湾空港技術調査事務所（神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4）まで
引き取りに来られるもの、または着払いでの受け取りが可能なもの。
- 4 提供数を上回る希望があった場合には、先着順とする。
- 5 上記に定めのない事項で疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定する。

【合意事項】

1 災害用備蓄食品の提供

- (1) 災害用備蓄食品を提供する前に、横浜港湾空港技術調査事務所において本来の備蓄食品としての目的などに使用し、提供できる数量に変更が生じた場合には、提供量の調整をおこなう。
- (2) 災害用備蓄食品の提供を受けるフードバンク等は横浜港湾空港技術調査事務所と協議の上、提供食品の引渡し日時を決定し、当該日時に、横浜港湾空港技術調査事務所（神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4）での受取を確実に行う。又は着払いでの受取とする。
- (3) 受取にかかる費用は、全てフードバンク等の負担とする。

2 提供災害用備蓄食品の品質管理

災害用備蓄食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の品質が保持されるよう以下の(1)から(4)までの事項を遵守するなど適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導する。

- (1) 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有すること。
- (2) 食品は床に直置きしないこととし、衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管すること。
- (3) 保管中に汚損及び破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡しないこと。
- (4) 食品を保管する施設の衛生管理を適切に行うこと（定期的な清掃、採光、照明、換気等）。

3 提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の取扱いに関する情報（譲渡先の名称、譲渡年月日、譲渡数量）を記録し、これを1年間保存する。また、譲渡後速やかに当該情報を横浜港湾空港技術調査事務所に報告する。

4 責任の所在

- (1) 横浜港湾空港技術調査事務所は、提供食品が提供を受けるフードバンク等に引き渡されるまでの間、当該食品に定められた保管方法に従い適切に管理されていたことを保証する。引き渡し後については、提供を受けたフードバンク等の責任において提供食品の品質管理を行う。
- (2) 提供食品の譲渡後の事故の責任は、一切、横浜港湾空港技術調査事務所に問わない。

5 提供食品の譲渡先

食品の提供を受けたフードバンク等は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、又は直接個人に対して提供食品を譲渡する。

なお、食品の提供を受けたフードバンク等は、譲渡する前にやむを得ず提供食品を廃棄する場合は適切に行う。

6 誠実協議

本合意事項に記載なき事項又は本合意事項の解釈に疑義の生じた事項については、食品の提供を受けたフードバンク等と横浜港湾空港技術調査事務所とで信義誠実のもとに協議の上、解決する。

7 反社会勢力の排除等

食品の提供を受けたフードバンク等は、自己が現在または将来にわたって反社会勢力に該当しないこと。また、不当な要求や脅迫、暴力的行為、横浜港湾空港技術調査事務所の信用を毀損する行為を行わないことを約する。

譲渡報告書

令和 年 月 日

国土交通省関東地方整備局

横浜港湾空港技術調査事務所長

廣瀬 好明 殿

(所在地)

(団体名)

(代表者名)

貴事務所より提供を受けた災害用備蓄食品について、

下記のとおり譲渡を行いましたので報告します。

番号	譲渡 年月日	譲渡先 名称	譲渡 品名	譲渡 数量	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					